

西武学園の教育理念

高き志 夢は叶う できる できる 必ずできる

建学の精神

学識と技術の錬磨
報恩の精神
不撓不屈の精神

学園の使命

先鋭的な教育事業を通じて、ホスピタリティ精神あふれる思考・探究型の
ボランティア人材を育成します。
物事に対しWhy (使命) を思考し、How (戦略) を探究し、Do (実践) を率先する
意欲的な主役をグローバル社会に輩出します。
全てのステークホルダーの多様な喜びと幸せに貢献するために存在します。

教育方針

「すべてに誠をつくし最後までやり抜く強い意志を養う」

校 訓

誠 実 信 頼 奉 仕

ホスピタリティ教育

ホスピタリティ精神
礼 儀
あいさつ
清 掃
身だしなみ

ホスピタリティ・スピリッツに根ざしたプロフェッショナル教育

■ オアシス運動

学生生活はオアシス運動からはじまります。

オ ア シ ス に ほう れん そう を育てよう
は よ り つ み
が っ い み
い し せ
ま す

報 告 連 絡 相 談

■ 校章の意義

BUNRI'S
西武学園

「'S」の由来

本校は、夢に向かって羽ばたく若者の学園、地球の学園、未来の学園を目指します。この思いを School Identity（スクールアイデンティティ）として、「アポストロフィーS」に象徴させました。常に時代のトレンドを感じ取り、そして新しい時代を創り出す人材、未来の地球に貢献できる人材を育成したい、この願いを「'S」に込めました。

赤色は太陽と動脈を意味し、みなぎる活動力を表しています。青色は生命の生存に欠くことのできない水と静脈を表しています。

沿 革

- 1965(昭和40)年 西武栄養料理学院建設始まる。(健康栄養料理研究)
- 1966(昭和41)年 学園発祥の地、所沢に所沢キャンパス開学。
初代学園長に佐藤 英樹先生、副学園長に佐藤 富美子先生 就任
トップエリート教育、プロフェッショナル教育、国際教育、
ホスピタリティ教育とサービス、健康、医療、栄養、食の研究に着手。
- 1967(昭和42)年 西武栄養料理学院開校[東京校]
- 1972(昭和47)年 西武調理師専門学校開校[新所沢校]
- 1975(昭和50)年 学校法人「西武学園」設立認可
西武学園西武調理師専門学校開校[ふじみ野校]
- 1978(昭和53)年 西武学園医学技術専門学校開校(臨床検査技師科・栄養士科)[所沢校]
- 1981(昭和56)年 西武学園文理高等学校開校(普通科と県内初の理数科を併設)
学校法人「西武学園」を改称。
「文理佐藤学園」設立
- 1984(昭和59)年 西武学園文理高等学校に英語科増設
- 1988(昭和63)年 文理情報短期大学開学
- 1993(平成 5)年 西武学園文理中学校開校「中高一貫校」
- 1998(平成10)年 文理総合学習センター「山かけ山」進学センターオープン
- 1999(平成11)年 西武文理大学サービス経営学部開学
「ホスピタリティを学ぶ大学」(文理情報短期大学を改組転換)
- 2000(平成12)年 西武文理大学附属調理師専門学校名称変更 [ふじみ野校]
- 2002(平成14)年 西武学園文理中学・高等学校
「文理ハイテクリサーチミュージアム情報館I・I・YOU」開館
「世界遺産 日本一の富士山」文理東大合格センターオープン
- 2004(平成16)年 西武学園文理小学校開校
「英語のシャワー」で世界のトップエリートを養成
- 2005(平成17)年 西武学園医学技術専門学校[東京新宿校]義肢装具学科開校
西武学園医学技術専門学校[東京池袋校]言語聴覚学科開校
- 2007(平成19)年 西武文理大学サービス経営学部に健康福祉マネジメント学科開設
- 2009(平成21)年 学校法人文理佐藤学園
創立者・理事長 佐藤英樹先生 旭日中綬章受章
西武文理大学看護学部開設
「医療のホスピタリティ」
西武文理大学附属調理師専門学校に
調理師科マネジメントキャリア科開設
- 2010(平成22)年 西武学園文理小学校 特別教室完成
- 2011(平成23)年 学校法人文理佐藤学園創立45周年
- 2013(平成25)年 西武学園文理中学校 特別教室完成
- 2016(平成28)年 学校法人文理佐藤学園創立50周年
- 2021(令和 3)年 西武調理師アート専門学校としてリニューアルオープン
(西武文理大学附属調理師専門学校を校名・校地変更)

■ 学生生活を送る上での心構え

学生生活を社会人になるための大切な準備期間として捉え、専門知識と高度の技術習得はもちろん、ホスピタリティ精神を合わせ持った豊かな社会人になることを目的としています。

そのためには在学中から日常の身だしなみ、生活態度等をきちんとし、企業・社会人になじむ習慣付けが大切と考え、全員がしっかりとそのことを理解し、下記の事項を遵守し、実りある学生生活を送ってほしいと考えます。

- 学則、学生規定を遵守すること。
- 本校の学生は、ビジネススーツ着用を基本とし、スーツの色は紺・黒とします。ワイシャツは白を基本とし、履物は黒の革靴とします。
- 身だしなみに気を付ける。
(不衛生的、不快感を与える服装・髪・アクセサリ等は慎むこと。P6を参照)
- 学内は禁煙です。校外であっても灰皿の設置されていない場所、歩きたばこも厳禁とします。(未成年者は状況に左右されず禁煙です)

■ 学校の流れについて

● 修行年限

◇調理学科 調理師科…… 昼間部 1年
…… 夜間部 1.5年

● 学 期

(昼間部)	(夜間部)
前期 … 4月～9月	前期 … 4月～9月
後期 … 10月～3月	中期 … 10月～3月
	後期 … 4月～9月

● 授業日

月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

● カリキュラム

別紙

● 授業時間

昼間部 50分授業(1限)

ホームルーム	8:50～
1 限	9:00～9:50
休み時間	9:50～10:00
2 限	10:00～10:50
休み時間	10:50～11:00
3 限	11:00～11:50
昼休み	11:50～12:40
4 限	12:40～13:30
休み時間	13:30～13:40
5 限	13:40～14:30
休み時間	14:30～14:40
6 限	14:40～15:30
休み時間	15:30～15:40
7 限	15:40～16:30

夜間部 90分授業(1限)

ホームルーム	18:00～
1 限	18:10～19:40
休み時間	19:40～19:50
2 限	19:50～21:20

■ 3つのポリシー

● アドミッションポリシー（求める学生像）

少子高齢化社会が顕著になる時代を迎えるにあたって、医療従事者に求められるニーズは高くなり、役割も比例して多岐に渡ってきている。また、ホスピタリティの精神を持ち、即戦力・現場力・応用力を併せ持った豊かな人材が必要となってきた。

本校では以下のような要件を満たす学生を積極的に受け入れている。

1. 「高き志」を持っている
2. 「夢」を持つ心を持っている
3. 「続ける」力を持っている

● カリキュラムポリシー（教育課程の実施方針）

講義・実験・実習が理論と実践でより深い理解を得ることができるようカリキュラム編成をしている。

1. 実践重視のカリキュラム編成・・・即戦力
2. 充実した校外実習・・・現場力
3. ホスピタリティマインドおよびキャリアデザイン構築・・・応用力

● ディプロマポリシー卒業の認定方針

西武調理師アート専門学校では、卒業判定会議を実施し、所定の期間（調理師科 昼間部 1年、夜間部 1.5年）在学し、卒業要件となる単位を取得した者で以下の3つの能力を有する者は卒業を許可する。

1. キャリアとして活躍する確かな技術力
2. ホスピタリティを養い、コミュニケーション力を育てる力
3. 「高き志」を持ち、すべてに誠を尽くし、最後までやり抜く強い意志を養う力

■ ドレスコード (Dress Code)

スーツ着用時は…

男性編

ヘアスタイル

- ・清潔か、ボサボサしていないか
- ・フケにも要注意!
- ・髪を染めたり脱色等は禁止
- ・モミアゲは長くしない

スーツ(上・下)

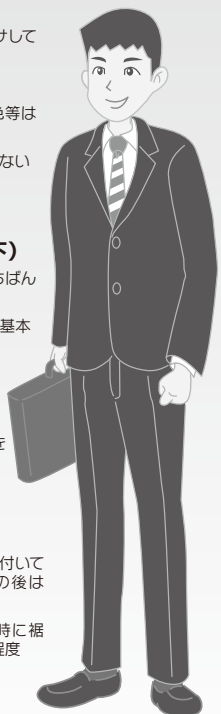
- ・紺または黒がいちばんさわやかな印象
- ・ワイシャツは白が基本

ポケット

- ・いろいろなモノを入れすぎない

ズボン

- ・折り目はしっかり付いているか(雨の日の後はとくに注意)
- ・長さは直立した時に裾が靴にかかる程度



顔

- ・きちんと洗顔しているか
- ・歯は磨いているか
- ・ひげはしっかり剃っているか

襟元&ネクタイ

- ・シャツの襟が汚れていたりシワがついていないか
- ・ネクタイはまっすぐ締めているか
- ・ネクタイとシャツが合っているか

手

- ・爪の長さ、汚れに注意

靴&靴下

- ・靴は常に磨いておく
- ・靴下は穴があいていないか要注意!

全体に清潔感、さわやかさを演出しよう!

女性編

清潔感のある身だしなみで好感度アップ!

ヘアスタイル

- ・清潔、寝グセはついていないか
- ・ロングの人は束ねるなど対応を
- ・髪を染めたり脱色等は禁止

服装

- ・「おしゃれ」より「身だしなみ」に気を配る
- ・ブラウスやスカートは、シミ、シワ、ほつれに注意

スーツ(上・下)

- ・紺または黒がいちばんさわやかな印象

ストッキング

- ・色は服装に合っているのか、派手すぎないか
- ・伝線した場合を考えて予備を持っておこう

靴

- ・靴はつねに磨いておく
- ・ヒールは動きやすい高さのもの(3cm位とする)

メイク

- ・知的で学生らしく好感度UP

アクセサリ

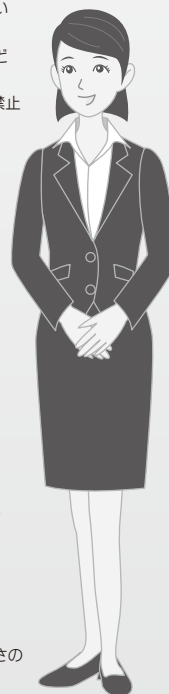
- ・着用禁止

手&爪

- ・爪は短く切る
- ・マニキュアは禁止

スカート(ズボン可)

- ・あまり長いもの、また短いスカートは避ける



男性		女性	
スーツ(上下)	紺または黒	スーツ(上下)	紺または黒(ズボン可)
ワイシャツ	白	ブラウス	白
靴	黒	靴	黒
ネクタイ	式典にふさわしい品性の良いもの		
靴下	ダーク系	靴下	肌色に近いストッキング
ヘアスタイル	品性の良い髪型 髪を染めたり脱色等は禁止	ヘアスタイル	品性の良い髪型、長髪は束ねる 髪を染めたり脱色等は禁止
アクセサリ	禁止	アクセサリ	禁止
メイク	必要ありません	メイク	品性の良いもの

学 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本校は学校教育法及び調理師法の規定に基づき、調理に関する専門技術及び理論を習得させ、職業若しくは实际生活に必要な能力の育成と教養の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、西武調理師アート専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は、埼玉県所沢市松葉町4番23に位置する。

第 2 章 課程及び分野の組織、收容定員、修業年限、休業日等

(課程及び分野の組織、收容定員、修業年限等)

第4条 本校の課程及び分野の組織、收容定員、修業年限等は、次のとおりとする。

課程	分野	学科	科	昼夜別	総定員	入学定員	修業年限	始業及び 終業時間
専門	衛生	調理	調理師	昼	40	40	1年	9:00～16:20
専門	衛生	調理	調理師	夜	40	20	1年6ヶ月	17:50～21:20

(学年及び学期)

第5条 本校の入学期及び学年の学期は次のとおりとする。

課程	学科	入学期	学 期	
			区 分	期 間
専門	調理 1年制	4月	前期	4月1日から 9月30日まで
			後期	10月1日から 3月31日まで
専門	調理 1.5年制	4月	前期	4月1日から 9月30日まで
			中期	10月1日から 3月31日まで
			後期	4月1日から 9月30日まで

(休 業 日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 季節休暇として1年間を通し、8週間以内において校長が定める日
- (4) 開校記念日 6月24日
- (5) その他校長が必要と認めた日

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は別表(2)のとおりとする。

(教職員組織)

第8条 本校に次の教職員をおく。

課 程 分 野	専 門 課 程	計
	衛 生	
校 長	1	1
専 任 教 員	2	2
非 常 勤 講 師	4	4
助 手	0	0
事 務 職 員	0	0

第4章 入学、休学、退学、卒業等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者とする

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を卒業した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (4) 高等学校卒業者と同等者
 - イ 学校教育における12年以上又はそれと同等と認められる課程を終了した者
 - ロ 文部科学大臣の指定した者
 - ハ 大学入学資格検定に合格した者
 - ニ 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
 - ホ その他専修学校において高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

(入学許可)

第10条 入学を希望する者には選考を行い、校長がこれを許可する。

(出願手続)

第11条 入学を希望する者は、入学願書に検定料を添えて願出しなければならない。

(入学手続)

第12条 入学を許可された者は、許可のあった日から10日以内に入学の手続きをしなければならない。

- 2 入学手続きにおいて、納入された生徒納付金のうち、入学検定料及び入学金は返還

しない。ただし、入学検定料及び入学金を除く学費については、当該受験の年度末（3月31日）までに入学辞退届を提出した者に返還する。

（退 学）

第13条 生徒が退学しようとする時は、所定の書類にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

（休 学）

第14条 生徒が病気その他の止むを得ない理由により2ヶ月以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書を添えて願い出て校長の許可を受ける。その期間中の授業料の半額を納めなければならない。

（復 学）

第15条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書を添えて願い出て校長の許可を受けなければならない。

（転 入 学）

第16条 本校に転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び時間数の取扱いについては、教員会議の議を経て校長が決定する。

（出席停止）

第17条 生徒が伝染病にかかり又は、そのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

（成績評価）

第18条 成績の評価は日常の成績及び定期に行う各教科科目の成績は、満点の6割以上でなければならない。

（卒 業）

第19条 各学年の教育課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定を行い、生徒が本校所定の2/3以上の全教育課程を修了したと認められるときには、卒業証書を授与する。

第5章 賞 罰

(褒 賞)

第20条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

(懲 戒)

第21条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行う。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (5) 懲戒は、譴責、謹慎、退学とする

第6章 生徒納付金

第22条 本校の生徒納付金は別表(1)のとおりとする。

- 2 在籍中の生徒の授業料は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 入学金は、入学許可のあった日から所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 既納の生徒納付金は返還しない。但し特別の事由がある場合、その全部または一部を返還する。

第7章 調理師資格

第23条 調理師科を卒業した者は、所在地の都道府県知事から調理師の免許が取得できる。

第8章 外国人留学生

(外国人留学生)

第24条 外国人で本校に於いて教育を受ける目的を持って入国し、本校に入学を志望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

附 則
1 この学則は昭和52年4月1日から施行する。
2 この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則
この学則は昭和54年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は昭和57年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は昭和58年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は昭和59年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は昭和60年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は昭和61年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は平成元年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は平成2年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は平成3年10月1日から施行する。
但し第4条については平成4年4月1日から、第5条については平成2年4月1日から適用する。

附 則
この学則は平成6年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は平成9年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は平成10年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は平成13年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は平成13年4月1日から施行する。
但し第2条と第8条を除き、施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は平成15年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は平成19年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
この学則は平成19年4月1日から施行する。
第21条 別表(2)の中に延納手続き金を加える。

附 則
この学則は平成21年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。

附 則
1 この学則は平成22年1月1日から施行する。
2 この学則実施に必要な細則は、校長が別に決める。

附 則
1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
2 この学則実施に必要な細則は、校長が別に決める。

附 則
1 この学則は平成23年4月1日から施行する。
2 この学則実施に必要な細則は、校長が別に決める。

附 則
1 この学則は平成27年4月1日から施行する。
但し施行前に在学している生徒については、なお従前の例による。
2 この学則実施に必要な細則は、校長が別に決める。

附 則
1 この学則は令和3年4月1日から施行する。
2 この学則実施に必要な細則は、校長が別に決める。

附 則
この学則は令和3年4月1日から施行する。

附 則
1 この学則は令和3年9月1日から施行する。
2 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

調理学科 教育課程（授業科目及び単位）（別表（2））

教育内容	授業時間数 (単位)		教育課目	必修・ 選択別	授業時間数 (単位)		昼間部	夜間部
	時間	(単位)			時間	(単位)	専門課程 1 年	専門課程 1.5 年
							調理学科	調理学科
				調理師科	調理師科			
食生活と健康	90	(3)	公衆衛生学	必修	90	(3)	90	90
食品と栄養の特性	150	(5)	栄養学	必修	90	(3)	90	90
			食品学	必修	60	(2)	60	60
食品の安全と衛生	150	(5)	食品衛生学	必修	120	(4)	120	120
			食品衛生実習	必修	30	(1)	30	30
調理理論と食文化概論	180	(6)	調理理論	必修	150	(5)	150	150
			食文化概論	必修	30	(1)	30	30
調理実習	300	(10)	調理実習	必修	300	(10)	300	300
総合調理実習	90	(3)	トータルアートマネジメント	必修	90	(3)	90	90
必修科目合計	960	(32)	必修科目合計		960	(32)	960	960
選択必修			調理外国語	選択必修	30	(1)	30	0
選択必修合計			選択必修合計		30	(1)	30	0
総合計	960	(32)	卒業に必要な総授業時数		990	(33)	990	960

■ 学費について（別表（1））

納付金 [学費等]

区 分	課 程	学 科	科	昼間部（年額）	夜間部（1ヶ年半）
入 学 金	専 門	調 理	調理師	170,000円	
	専 門	調 理	調理師		100,000円
授 業 料	専 門	調 理	調理師	500,000円	
	専 門	調 理	調理師		420,000円
実 験 実 習 費	専 門	調 理	調理師	330,000円	
	専 門	調 理	調理師		270,000円
施 設 費	専 門	調 理	調理師	100,000円	
	専 門	調 理	調理師		80,000円
維 持 費	専 門	調 理	調理師	50,000円	
	専 門	調 理	調理師		30,000円
入 学 検 定 料	専 門	調 理	調理師	20,000円	
	専 門	調 理	調理師		20,000円

学生規程

（学生の基本態度）

第1条 学生は規程に従い、秩序を重んじ健全な社会人としての教養を高め、専門の学術・技能を修得することに努めなければならない。

（学級・班の編成）

第2条 学生は本校の指定する学級及び班を編成し、学級に学級委員を、班に班長をおく。

（学級委員・班長）

第3条 学級委員は学級の統一と学校との連絡を図り、班長は学級委員を補佐して班の統一を図るものとする。

（学生証）

第4条 学生は常に学生証を携帯し、教職員の提示の要求に応じなければならない。

（学生証に関する注意事項）

第5条 学生証は本校の学生であることを証明すると共に学費納入を証する書面であるから、次の事項に注意しなければならない。

- ① 学生証は学年初めに交付を受け、紛失汚損しないように大切に保管すること。
- ② 学生証には、学費納入のつど事務係員の領収印を受けること。
- ③ 学生証を所持しない時は、登校を拒否され、各種証明書の請求、学科試験の受験を拒否されることがある。
- ④ 学生証には写真（最近3ヶ月以内撮影の洋服・脱帽・正面・上半身・たて3cm、よこ3cm）を添付し、学校の契印を受けること。
- ⑤ 学生証を改ざんしたり、他人に貸付または譲渡することは許されない。
- ⑥ 学生証の記載事項に変更のあったときは、直ちに学校の庶務に届け出て訂正を受けること。
- ⑦ 学生証を紛失または棄損したときは、直ちに書面を以って学校の庶務に届け出ること。
- ⑧ 学生証再交付を申請する者は、再交付申請書に④の写真を添え、学校が定めた手数料を納めて再交付を受けること。
- ⑨ 学生が卒業、退学などにより学籍を離れたときは、学生証を直ちに学校に返還すること。
- ⑩ 学生証の有効期間は発行の年度内（原則として4月1日から翌年3月31日まで）に限るものであること。（但し夜間部は1.5年とする）

（身分証明書）

第6条 学生が通学用定期券または学生割引乗車券を購入使用するためJR旅客規則の定める身分証明書を発行する。身分証明書については、前条各号の定め（但し②を除く）を準備する。

(届出事項に変更がある場合)

第7条 下記の変更が生じたときは、すみやかに学校の庶務に届けなければならない。

- ① 氏名
- ② 本籍または住所
- ③ 保証人につき①②に該当する事由を生じたとき。戸籍上に変更のあった場合には、誓約書および戸籍謄本を添えて届けねばならない。病気その他の事情によって長期間にわたり、臨時に居所が変わる場合も、あらかじめ学校に届けなければならない。

(服装等)

第8条 入学式・卒業式の服装

男 性		女 性	
スーツ(上下)	紺または黒	スーツ(上下)	紺または黒(ズボン可)
ワイシャツ	白	ブラウス	白
靴	黒	靴	黒
ネクタイ	式典にふさわしい品性の良いもの		
靴下	ダーク系	靴下	肌色に近いストッキング
ヘアスタイル	品性の良い髪型 髪を染めたり脱色等は禁止	ヘアスタイル	品性の良い髪型、長髪は束ねる 髪を染めたり脱色等は禁止
アクセサリ	禁止	アクセサリ	禁止
メイク	必要ありません	メイク	品性の良いもの

※入学式・卒業式当日は、上記の服装を必ず着用のこと。

- 2 通学時の服装 通学時の服装は上記の表に習って、上下黒または紺のスーツとする。また6月から9月末の期間はクールビズ期間として、上着(スーツジャケット)は無しで可。(ただし、夜間部は通学時の服装は特に定めない)

(点 呼)

第9条 学生は講義・実習等の始業時に教職員の行う出席の点呼を受けなければならない。

(禁止行為)

- 第10条
- ① 学生は授業時間中は学業に専念し、許可を受けずに席を離れたり退席してはならない。(授業放棄の禁止)
 - ② 学生は正午の休息時間を除き、許可を受けずに校外に出るはならない。(外出の禁止)
 - ③ 学生は学校の許可した場合を除き、教職員の許可を得ずに校内に第三者を同伴し、または校内において第三者と面会してはならない。(第三者の同伴等の禁止)
 - ④ 学生は教職員の許可を受けずにまたは学校の指示に反して、校内で集会を聞き、演説を行いまたは印刷物を配布してはならない。(集会等の禁止)
 - ⑤ 施設等を故意に汚損または棄損してはならない。
 - ⑥ 学校敷地内において飲酒や喫煙してはならない。

- ⑦ 学外からの電話による学生への伝言・呼び出しは原則として行わない。ただし緊急の場合あるいは特に必要と認められた場合は、依頼に応ずることもある。
- ⑧ 食事は原則として、休憩時間内に定められた場所でとり、所定の時間以外に校内で自由勝手に飲食してはならない。
- ⑨ 学業に関係のない機械器具類または娯楽用具類を校内に持ち込んではいない。
- ⑩ 校内の設備、備品等を無断で使用し、また校外に持ち出してはならない。
- ⑪ 授業進行の妨害行為が認められた場合は退出を命ずる事がある。

(欠 席)

第11条 学生が病気その他の事由で欠席したときは、学級担任に欠席届を提出しなければならない。欠席7日以上にわたるときは、欠席届に医師の診断書または保証人の証明書を添えなければならない。

(長期欠席等に対する措置)

第12条 学生が正当な理由なくして出席が常でないときまたは無届で14日以上欠席したときは、保証人に通知して懲戒することがある。懲戒に関する細則は別に定める。

(遅 刻)

第13条 学生が遅刻したときは、本校備え付けの遅刻届に記入し、提出の後教室に入るものとする。ただし担当教員が特別の指示をしたときは、その指示に従う。

(早 退)

第14条 学生が病気その他の事由で早退するときは、学級担任に早退届を提出の後帰宅しなければならない。

(遅刻早退の欠席扱)

第15条 学生の遅刻または早退が累計3回となったときは、欠席日数1日と換算され進級および卒業時に欠席日数に加える。

(忌 引)

第16条 学生の近親者が死亡し父母または保証人からその旨の届け出があるときは、次に掲げる期間に限り欠席の取り扱いをしない。(但し、各科目の授業は欠席とする)

- | | |
|----------------------|----|
| 1. 父母・配偶者 | 7日 |
| 2. 子供 | 5日 |
| 3. 祖父母・兄弟姉妹 | 3日 |
| 4. 祖父母・配偶者の法要(1回に限る) | 1日 |

(校内における秩序風紀の維持)

第17条 学生は校内の秩序または風紀を守るため、次の事項を守らなければならない。

- ① 校内は静粛を旨とし、規律ある行動をとること。
- ② 他の人の迷惑となる行為をしてはならない。
- ③ 容姿に注意し学生にふさわしくない服装や化粧をしないこと。
- ④ 教室・食堂・ロッカー室、便所その他校内の施設を使用するにあたり、学校の指示・

注意する事項に背反し、不快の念を起こさせるような行為をしないこと。

- ⑤ 学生の勉学の妨げになる行為をしないこと。
- ⑥ その他教職員の指示する事項。

(実習に関する遵守事項)

第18条 学生は調理実習及び実験に関し、次の事項を守らなければならない。

- ① 実習室等への出入りは正当な理由がある場合を除き、必ず学級担任または担当教員もしくは助手等の許可を受けること。
- ② 実習は、学校の指示する白衣・白帽子を着用すること。
- ③ 実習の際、班長は材料の点検、器具の整理、清掃の責任者となること。
- ④ 材料・器具、備品は指定された用途以外に使用、または不適当な方法で使用してはならない。
- ⑤ 包丁は学校の指定した場所に保管するものとする。
- ⑥ 学生が包丁を校外に持ち出す必要のあるときは、学級担任に「包丁持ち帰り届」を提出して許可を受け、その指示に従うこと。
- ⑦ 私用に供する目的で飲食物を校内に持ち込み、学校の設備を利用して調理加工をしてはならない。
- ⑧ 火気の取り扱い、危険物の使用方法には、常に細心の注意を払い、教職員の指示を厳守すること。
- ⑨ 実習室を使用する場合アクセサリ等は禁止。
- ⑩ 実習室を使用する場合、指示のある時以外飲食は禁止。

(授業出席確認)

第19条 ① 講義開始時に「欠席」の場合、途中入室しても「遅刻」にはならない。

- ② 講義に欠席した場合には、「講義のポイント」のレポート課題が課せられ、指定された期日までに担任に「授業課題レポート」を提出し、必ず「合格／否」の評価を受ける。「否」と評価された場合には、同様の課題で再提出をする。

※ この「授業課題レポート」は、講義内容の理解のために行うもので、評価が「合格」になっても欠席した講義が出席となるわけではない。

(学年試験)

第20条 学生は学校が行う学期試験（前期・後期）及び卒業試験に合格したものでなければ進級または卒業することはできない。（※夜間部は中期も学期試験を行います）

- ① 当該期の授業時間数の2/3以上出席しなければ、当該科目の学年試験を受験できない。
- ② 該当期分の学費が未納な場合、該当期の学年試験を受験できない。
なお、校長の許可を事前に得た場合は、この限りでない。

(成績の評価)

第21条 試験成績の評価は優(80点以上)、良(70点～79点)、可(60点～69点)および不可(59点以下)の4段階をもって表し、優良および可を合格とし、不可を不合格とする。

上記の点数は

- ・試験（本試験、小テスト）
- ・レポート
- ・出席状況
- ・課題

など、授業科目ごとの成績評価を点数（100点満点）に換算している。

評価方法は各科目の授業計画表（シラバス）にある「評価方法」による。

そして全科目の合計の平均点を算出し、成績分布表を作成し、学期末、年度末に掲示する。

80～100	優
70～79	良
60～69	可
59以下	不可

※学生の出席が授業回数の2/3以上が評価を受けるための基準とする。

（追試験）

- 第22条 ① 追試験は試験会場から退出を命じられた者、試験当日に欠席した者を対象に行い、追試験希望者は所定の手続きをしなければならない。
- ② 追試験を希望する者は、指定日に追試受験料1,000円を納入する。
なお、病気での欠席は、医療機関の領収書等または保証人から証明が提出された者、または交通機関の遅れ等の証明がなされた場合には、追試験料は必要ない（ただし追試験票への押印等は、指示のあった日時に受けること）
- ③ 追試験の成績は80%の採点（素点に0.8掛け）で評価する
- ④ 追試受験時に追試票を忘れた者は、学校所定の始末書を提出のこと。※3枚目は受験できないので注意のこと。
- ⑤ 医療機関の領収書等または保証人から証明が提出された者、または交通機関の遅れなどの証明がなされた場合は、当日又は後日に追試験を実施することがある。

（再試験）

- 第23条 ① 本試験、追試験で不合格になった者に対して、希望者に対して再試験を行うことがある。再試験希望者は所定の手続きをしなければならない。
- ② 再試験を希望する者は、指定日に再試受験料1,000円を納入する。
- ③ 再試験による成績は、合格か不合格のいずれかとし、合格の場合は全て60点（評価：可）とする。
- ④ 再試票を忘れた場合は、学校所定の始末書を提出のこと。※3枚目は受験できないので注意のこと。
- ⑤ 医療機関の領収書等または保証人から証明が提出された者、または交通機関の遅れなどの証明がなされた場合は、当日又は後日に再試験を実施することがある。

（進級または卒業の条件）

- 第24条 ① 欠席日数が年間出席日数の1割以下であること。（遅刻・早退は累計3回で欠席1

回換算)

- ② 学生は学校が行う学期試験（前期・後期）および学年・卒業試験に合格した者でなければ進級または卒業することはできない。夜間部は中期試験も行う。
- ③ 「授業課題レポート」をすべて提出し、「合格」評価をもらっていること。
- ④ 校長は教員会議の議を経て進級および卒業の認定を行うことができる。また校長は卒業延期をすることができる。

(学費の滞納)

第25条 学生が学則に定める授業料および実験実習費等の納入金を滞納しているときは、前述20条に定める試験を受けることができない。但し止むを得ない事由により校長の許可を得たときは、この限りでない。なお既納の学納金は、原則としていかなる事由があっても返還しない。

(休学)

第26条 学生が病気その他止むを得ない事由により引き続き3ヶ月以上欠席する場合には、保証人連署の休学許可願にその事由を証明する書類を添付して校長に提出し許可を得たときは、その学年の終わりまで休学することができる。但し休学期間中授業料の半額(内規の定めによる)を納入しなければならない。休学期間は修業年限に算入しない。

(復学)

第27条 休学の事由が解消して復学しようとする場合には、2月末日までに復学許可願を提出して別に定めるところに従い復学するものとする。

(希望退学)

第28条 学生が病気その他止むを得ない事由により退学を希望するときは、保証人連署の退学許可願に、医師の診断書等その事由を証する書類および学生証を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第29条 学生が心身の状況により学業を継続することが困難になったとき、または就学が不適合であると認められるに至ったとき、もしくは授業料、実習費等の1期分を3ヶ月以上滞納したときは、校長はその学生を退学させることがある。

(未納学費の徴収)

第30条 学生が退学・除籍などにより学籍を離れたときでも未納の学費がある時は、その未納分は納付しなければならない。

(学割)

第31条 学生はJR旅客規則の定めるところに従って学生旅客運賃割引証(学割)の交付を受けることができる。但し、特別の事情がある場合を除き、1学年中に2枚とする。学割を不正に利用したときは、懲戒されることがある。

(施設物品の取扱い)

第32条 学生は学校の施設や物品の使用に注意し、これを紛失し、または破損することのない

ようにしなければならない。なお使用後は整理整頓に努め、物品は所定の場所に納め、火気、戸締り、消灯等の点検を入念にしなければならない。学生が紛失または破損等の事故を起こしたときは、直ちに学級担任または担当教員に届け出なければならない。

(損害の賠償)

第33条 学生が故意または不注意による重大な過失により学校の施設または機械器具計器その他の部品を破損したときは、損害の全部またはその一部を指示に従い弁償しなければならない。

(学校行事の参加)

第34条 学生は本校の主催する行事には参加しなければならない。

(褒 賞)

第35条 学生が日常その本分を尽くし、学業成績が優秀であるとき、または他の模範とするに足りる善行をなし、もしくは無欠席で学業に励んだときは、卒業時にこれを褒賞する。

(懲 戒)

第36条 学生が学則または本規程に違反したとき、もしくは下記に該当する事由のあるとき、校長は学生を懲戒することができる。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 学校の秩序を乱し、著しく他の者に悪影響を及ぼした者
- ④ その他「西武調理師アート専門学校学生の懲戒処分に関する細則」を別に定める。

(懲戒の執行)

第37条 懲戒のうち退学、停学、訓告は校長がこれを行う。(停学を命ぜられた学生は、停学期間中でも授業料を納付しなければならない)また、懲戒処分による停学期間は欠席とみなす。

(保証人の保証)

第38条 学生を懲戒するにあたり必要ありと認めるときは、保証人に連絡して将来を保証するための誓約書を徴収することができる。

(伝達・連絡)

第39条 掲示板には学生に伝達または連絡する事項(授業に関する事、試験に関する事、学校の行事に関する事等)及び学校生活と密接なつながりのある事項が、逐次新しく掲示されるので確認すること。

付 則

- 1 本規程は入学の年度から施行する。
- 2 法令その他規程に定めない事項にして必要あるときは、校長はこれを定めて指示する。

内 規（一部抜粋）

〈休学に対する学納金の扱いについての内規〉

学生が病気その他のやむをえない事由により、引き続き3ヶ月以上欠席する場合には、保証人連署の休学願にその事由を証明できる書類を添付して校長に提出し、許可を得たときはその学年の終わりまで休学することができる。但し、休学期間中は授業料の半額（月割計算）を納入しなければならない。

休学期間は修業年限に算入しない。

前期：4月・5月の休学

前期学納金の授業料は、1/2を前期分、1/2を後期分とし、後期学納金の請求は行わない
実験実習費・施設費・維持費は、次年度前期分として返納せず、退学処理が必要となった場合、返金する。

前期：6～7月以降の休学

前期学納金の授業料は、1/2を前期分、1/2を後期分とし、後期学納金の請求は行わない
実験実習費・施設費・維持費については退学処理時にも返金しない。

後期：8月以降の休学

後期学納金の授業料は、1/2を後期分として徴収し、退学処理時に1/2を返金する
実験実習費・施設費・維持費は、次年度前期分として返金せず、退学処理が必要となった場合、返金する。

後期：11月以降の休学

後期学納金の授業料は、1/2を後期分として徴収し、退学処理時に1/2を返金する
実験実習費・施設費・維持費については返金しない。

〈退学に対する学納金の扱いについての内規〉

学生より退学許可願の提出があった場合、前期又は後期学納金の納入状況を確認する。

もし、学納金の未納が認められた場合、学納金の徴収が済んでいることを確認後、退学許可願を受理する。しかし、家計の状況又は疾病等の問題が確認できた場合は徴収を行わない場合がある。

納入された学納金の返金は原則的に認めないが、返還を求める正当な理由が認められた場合には、これに応じることがある。

前期：4月の退学

前期学納金（授業料：奨学金対象者はその額を減じた額、実験実習費、施設費、維持費等）の全額を返還する。

前期：5月の退学

前期学納金（授業料：奨学金対象者はその額を減じた額、実験実習費、施設費、維持費）を5ヶ月（4月、5月、6月、7月、8・9月の5ヶ月分）で割り「4/5の額」を返還する。

前期：6月の退学～9月の退学

前期学納金（授業料、実験実習費、施設費、維持費）の返金を行わない。

9月の退学について（後期額納金の扱い）

8月末までの後期学納金の入金確認があり、9月末までに退学処理が行われ、退学が承認された場合、後期学納金（授業料、実験実習費・施設費・維持費）全額を返金する。

※奨学金対象者は、授業料より奨学金金額を減じる。

後期（中期）：10月以降の退学

後期（中期）学納金（授業料、実験実習費、施設費、維持費）の返金を行わない。

〈本試験受験上の学納金の扱いについての内規〉

所定の学納金の納入が無い場合には、原則として本試験の受験を認めない。但し、事前に学納金の分納についての届けがあり、この内容が正当であることが認められた場合は、受験を認めることがある。

本試験受験上の注意

1. 学納金を滞納している者の受験を認めない。（学生規定 第20条）
2. 受験中、学生証を写真面を上にして机の上に提示すること。
学生証や追試・再試票を忘れた場合、始末書を提示することで受験が可能だが、3枚目より受験できなくなるので注意すること。
3. 所定の服装でない者は異装届を提示することで受験が可能だが、3枚目より受験できなくなるので注意すること。
（所定の服装は学校より指示があるので、それに従うこと）
4. 長髪、茶髪の者は受験することができない（アクセサリー等も外すこと）
5. 座席は、付箋等で学籍番号順に指定された場所とする。
6. 試験時間は50分とする。試験開始30分後、監督者から退出許可の指示が出るので、答案が完了した者は、学籍番号、氏名の記入を確認後、問題・解答用紙を裏返しにし、退出しても良い。退出後は所定の控室に速やかに移動し、静粛にすること。なお、控室での飲食は禁止とする。
7. 試験終了後、解答用紙は全員退出した後に回収するので、終了の指示があったら全員速やかに教室外に退出すること。
8. 受験開始10分後の入室は認めない。

9. 不正行為（カンニング）は絶対にしないこと。この行為が確認された場合、受験会場から退出となり、採点不可（0点）とする。
10. 受験中、教科書・ノート等は鞆の中に片づけ、床上（机脚の中）に置き、問題配布等で監督官の邪魔にならないようにすること。（但し、持ち込み許可がある場合はこの限りではない）
11. 受験中、持ち込みが許可された物以外の持ち込みは禁止する。
12. 受験中のスマートフォン（携帯電話）やスマートウォッチ（腕時計）などの使用は禁止する。時計や電卓としての使用も禁止する。試験開始前に音が出ないようにして鞆の中に片づけること。（但し、持ち込み許可がある場合はこの限りではない）
13. 質問のある場合は、無言で挙手し監督官の指示を受けること。訂正の必要がある場合、板書等で全員に指示を行う。
14. 受験中、シャーペンまたは鉛筆を使用すること（下敷きは使用不可）
15. 受験中、消しゴム等の物の貸し借りは一切してはならない。
16. 筆記用具等を床に落とした場合、無言で挙手し、監督官の許可を受けること。
17. 受験中は全て監督官の指示に従うこと。指示に従えない時は、退出を命ずる事がある。

遠隔授業に（リモート）について

遠隔授業受講における留意点（重要）

学校の授業で対面式の授業以外に遠隔の授業も想定されます。そこで遠隔授業を受けるに当たり注意点を下記にまとめますので、必ず守るようにしてください。

- ・ 遠隔授業に必要な IDやパスワードなどは他者に教えない
- ・ 遠隔授業を妨害するような行為（不適切なアクセスなど）を行わない
- ・ 遠隔授業で使用する資料・スライド等は第三者に渡さない（SNSも禁止）
- ・ 遠隔授業の録画（録音）や静止画のキャプチャー、スマホ・携帯での撮影は絶対にしない（SNSも禁止）（授業内容には様々な著作権が含まれている可能性があります。学校の授業では許可（特例）されていても、それ以外での使用、外部に漏らすことは固く禁じられています。違反した場合、著作権法に違反する場合があります）
- ・ 遠隔授業をPC、スマホ、タブレットに保存しない
- ・ 受信トラブルなどで参加できなかった場合、速やかに学校に申し出ること（そのことで、不利になるようなことはありません）
- ・ 受講者の情報やチャットなどではお互いのプライバシーに配慮する事
- ・ リモートで受講中は講師の指示に従う事。

学校感染症に罹患した場合等の対応について

学校感染症に罹患した場合の対応について、学校保健安全法に定める感染症と診断された場合、「学校において予防すべき感染症」となることを踏まえ、本学の対応を以下の通りお知らせいたします。

1. 出席停止

学校感染症と診断された学生は、学校保健安全法第19条の規定により、「出席停止」となります。

2. 出席停止の期間

学校保健安全法施行規則第19条第1項及び2項の規定により、出席停止期間は感染症の種類に応じてP26の表に定めます。登校の再開にあたっては、治癒し登校に支障がないことを証明する医療機関の診断書等を学校へ提出してください。

3. 出席停止により欠席した授業等の取扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行うので、治癒し登校を再開した際は、担任へ申し出て指示を受けてください。

4. 罹患した場合の報告について

学校感染症等に罹患した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、連絡（登校はしないこと）により、次に掲げる事項について学校に報告してください。

① 診断日

② 受診した医療機関

③ 現在の状況

④ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日

⑤ 診断日前1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無

（渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名）

⑥ 症状が現れた日以降における本学の関係者との接触の状況

（授業等への出席状況を含む。）

⑦ 今後の見通し等に係る医師等の所見

5. 学校感染症等の感染者と濃厚接触者（間接含む）となった可能性がある場合について

濃厚接触者と判断された場合は、医療機関または保健所に相談をし、自宅待機してください。

その間、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、異常が見られた場合、

速やかに医療機関または保健所等の相談窓口へ相談するとともに、学校へ連絡してください。自宅待機中に授業を欠席した場合は、「3.」に準じて取扱います。

6. covid-19（新型コロナウイルス）に関しては、政府・県からの指示、要請等により対応が変更になる場合があります。

学校感染症による出席停止について

下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。出席停止期間は欠席扱いにはなりません。なお、感染症が治癒し登校する際は、医師にP38の治療証明書を記入していただき、登校時に必ず持参し、学校に提出してください。

種	感染症名	出席停止期間の基準
1	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス）、中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ、COVID-19（新型コロナウイルス）	治癒するまで
2	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
3	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

※令和4年3月現在

※Covid-19（新型コロナウイルス）に関しては、政府・県からの指示、要請等により対応が変更になる場合があります。

西武調理師アート専門学校 学生の懲戒処分に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、西武調理師アート専門学校学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関して必要な事項について定めるものとする。

(懲戒対象行為)

第2条 西武調理師アート専門学校 校長（以下「校長」という）は次の各号の一に該当する行為を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して懲戒を行う。

- (1) 犯罪行為、自身の過失による交通事故、及びその他の違法行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
(コンピュータ、ネットワーク、SNS(social networking service)などにおける不正行為・人権侵害行為・著作権侵害行為含む)
- (5) 本校の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (6) 本校の秩序を乱し、学生の学習及び職員の教育活動等を妨害する行為
- (7) 学生及び職員に対する脅迫又はそれと同等の行為
- (8) 校内又は校外において、重大な非違行為を行った場合
- (9) その他、校内諸規程（学則、学生規定、内規）に違反する行為

(懲戒の種類及び内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生の身分を剥奪する。この場合、再入学は認めない。
 - (2) 停学 第2項に定める期間、教育課程の履修及び課外活動等を停止する。
 - (3) 訓告 学生の行った行為の責任を確認し、文書により注意を与え、将来にわたってそのようなことのないよう戒める。
- 2 停学の期間は無期又は有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは、3か月以内の期限を付して命じる停学をいう。
 - 3 停学の期間は、在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限に含めることができる。
 - 4 停学の期間は、学則第7条に規定する休業日を含むものとする。

(嚴重注意)

第4条 校長は、前条に規定する懲戒に相当しない場合であっても、教育的措置として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

(悪質性及び重大性の判断)

第5条 第2条第1項第8号における悪質性は、懲戒処分の対象となる行為を行った当該学生の主観的態様、その行為の性質、その行為に至る動機等を勘案の上、判断する。

- 2 第2条第1項第8号における重大性は、当該非違行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体被害の程度、非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上、判断する。ただし、非違行為による被害が物的被害にとどまる場合であっても、当該物的被害が甚大なものである場合は、重大であると判断する。
- 3 過去に懲戒を受けた者が再度懲戒に該当する場合、又はこれに相当する行為をした場合は悪質性が高いものとみなし、重い処分を課することができる。

(報告義務及び事実関係の調査)

第6条 懲戒の対象となる行為を行った当該学生は、その事実を本校に報告しなければならない。また、当該学生の行為等を認知した職員は、その事実を校長に報告しなければならない。

- 2 懲戒の対象となる行為又はその疑いが生じたときは、事務長及び当該学生の所属する学科の責任者は当該学生に対する事情聴取等の調査を行い、その調査の結果を校長に報告しなければならない。

(学生懲戒委員会)

第7条 校長は、前条の結果の報告を受け、懲戒が相当と判断した場合は、学生懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）を設置し、その処分等について審議させるものとする。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 校長
 - (2) 事務長
 - (3) 当該学生が在籍する学科責任者
 - (4) 校長又は事務長が指名する者
- 3 懲戒委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 懲戒委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 5 懲戒委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(学籍の異動)

第8条 校長は、懲戒対象行為を行った当該学生からの懲戒処分決定前の退学願又は休学願は、受理しないものとする。

- 2 休学中の学生が停学処分を受ける場合は、休学期間が明けてから停学期間が始まるものとする。

(懲戒処分の決定)

第9条 懲戒処分については、校長が懲戒委員会の結果を踏まえ、懲戒処分を決定し、当該学生に通知するものとする。

- 2 校長は、当該学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。
- 3 校長は、処分内容を校内に告示する。
- 4 懲戒処分は、第1項による通知の日からその効力を生じる。停学期間は、第1項による通知の日の翌日から起算するものとする。

(不服申立)

第10条 当該学生は、懲戒処分の内容について不服がある場合は、懲戒の通知日付から30日以内に文書により校長に不服申立をすることができる。

(停学期間中の指導)

第11条 当該学生が所属する学科責任者は、面談等の当該学生に対する教育的指導を段階的かつ継続的に行う。

2 当該学生は、停学中に授業料等を納付しなければならない。

3 停学の期間中は、試験等の受験は認められない。

(懲戒処分に関する記録)

第12条 本校が発行する証明書等にはその内容を記載しないものとする。

(守秘義務)

第13条 学生の懲戒に関する事項に関わった教員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(その他、雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第15条 この細則の改廃は、全教職員会議の議を経て、校長が決定する。

附 則

この細則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年1月11日から施行する。

■ 諸届・願の手続要領について

様式番号	届・願書名	手続要領
①	欠 席 届	事務室または 担任に提出
②	遅 刻 届	
③	早 退 届	
④	包 丁 持 帰 り 届	
⑤	異 装 届	
⑥	時間外実習許可願	
⑦	住 所 変 更 届	
⑧	器 具 破 損 届	
⑨	証 明 書 発 行 願	
⑩	学生割引証発行願	
⑪	始 末 書	
⑫	在学期間証明書	
⑬	治 癒 証 明 書	

令和 年 月 日
科 年 番

氏名

遅 刻 届

一. 下記の理由により遅刻（いたしました いたしました）のでお届けいたします。

記

1. 日 時 令和 年 月 日 時 分

2. 理 由

担 任 印

※黒または紺のボールペンで記入のこと

令和 年 月 日
科 年 番

氏名

欠 席 届

一. 下記の理由により欠席（いたしました いたしました）のでお届けいたします。

記

1. 日 時 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

2. 理 由

担 任 印

※黒または紺のボールペンで記入のこと

令和 年 月 日
科 年 番

氏名

早 退 届

1. 下記の理由により早退いたしますのでお届けいたします。

記

1. 日 時 令和 年 月 日
時 分 から

2. 理 由

担 任 印	
-------------	--

※黒または紺のボールペンで記入のこと

令和 年 月 日
科 年 番

氏名

包 丁 持 帰 り 届

1. 本記の通り学校保管の包丁を担当・学級委員・班長の許可を得て持ち帰りたいとお届けいたします。

記

1. 日 時 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

2. 理 由

担 任 印	
-------------	--

※黒または紺のボールペンで記入のこと

※なお持ち運び等には充分留意し事故発生の際には私の責任において処置いたし、学園には一切ご迷惑をお掛けいたしません。

令和 年 月 日
科 年 番

責任者氏名

時間外実習許可願

一. 下記の理由により規定時間外実習をいたしたく許可願います。

記

1. 日 時 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分
2. 実験室 (教室)
3. 理 由
4. 使用薬品
5. 使用器具
6. 実習参加者氏名 (器具等番号)

担 任 印

※黒または紺のボールペンで記入のこと

令和 年 月 日
科 年 番

氏名

異 装 届

一. 下記の理由により異装いたしたくお届けいたします。

記

1. 日 時 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
2. 理 由

処 理 印

※黒または紺のボールペンで記入のこと

令和 年 月 日
科 年 番

氏名 _____

住所変更届

旧住所	
本人住所	〒 -
電話番号	
親住所	〒 -
電話番号	

新住所	
本人住所	〒 -
電話番号	
親住所	〒 -
電話番号	

変更理由：

※黒または紺のボールペンで記入のこと

令和 年 月 日
科 年 番

氏名 _____

器具破損届

一、下記の理由により器具を破損いたしましたのでお届けいたします。

記

1. 日 時 令和 年 月 日
午前・午後 時 分 ころ

2. 場 所

3. 破損物品

4. 破損時の状況

器具管理者名	
器具管理者採決	不注意 ・ 不可抗力
弁 償 金	円
納 入 状 況	払い済み ・ 未払い

※黒または紺のボールペンで記入のこと

学生割引証発行願

※太枠内を、必ず黒または紺のボールペンで記入のこと

出願年月日	令和 年 月 日
科 別	調理師科・臨床検査技師科・栄養士科・言語聴覚学科・義肢装具学科
部・学年	昼・夜 年 学籍番号
氏 名	男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 (才)
乗車区間	⇒
請求枚数	1枚200円 (枚) 合計 円
交付理由	
期 日	令和 年 月 日 () ※通常翌日夕方方の仕上がり
代 金	<input type="checkbox"/> 代済 <input type="checkbox"/> 未納 受 付
備 考	

処理印

証明書発行願

令和 年 月 日

※太枠内を、必ず黒または紺のボールペンで記入のこと

科 別	調理師科・臨床検査技師科・栄養士科・言語聴覚学科・義肢装具学科
部・学年	昼・夜 年 学籍番号
氏 名	男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 (才)
卒業年月	昭和・平成・令和 年 月 日 (期生)
現住所	〒
電話番号	()
勤務先名	
勤務先所在地	〒 TEL ()
発行証明書種類	各200円 <input type="checkbox"/> 在学証明書 (通) <input type="checkbox"/> 成績証明書 (通) <input type="checkbox"/> 卒業見込証明書 (通) <input type="checkbox"/> 推薦状 (通) <input type="checkbox"/> 卒業証明書 (通) <input type="checkbox"/> 履修証明書 (通) <input type="checkbox"/> 免許取得見込証明書 (通) 各1,000円 <input type="checkbox"/> 学生証再発行 (通) 合計 円
使用目的	
期 日	令和 年 月 日 () ※通常翌日夕方方の仕上がり
代 金	<input type="checkbox"/> 代済 <input type="checkbox"/> 未納 受 付
備 考	

令和 年 月 日

在学期間証明書発行願

西武学園医学技術専門学校
西武調理師アーツ専門学校
校長 殿

科 年 番

氏名

在学期間証明書が必要な方は、以下の内容を記入して事務室まで提出してください。

1. 依頼日 令和 年 月 日
2. 在籍している（していた）期間
_____年 月 日 ～ _____年 月 日

3. 在籍している（していた）科・学籍番号
_____科 学籍番号 _____

4. 氏 名 _____

5. 住 所 _____

6. 電話番号 _____

※黒または紺のボールペンで記入のこと

始 末 書

私儀 学則（第 条 号）の規程に違反致しましたので

反省するとともに、今後学則を守ります。

なお違反した場合は、学則に定められた処分を受けても異議を申しません。

主治医様

誠に恐れ入りますが、登校可能になりましたら、証明書にご記入の上、保護者へお渡しください。

(学校提出用)

.....切り取り線.....

治癒証明書

科 年 番

氏 名 ⑩

病 名 【

】

出席停止期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日まで

上記の疾病が治癒し、感染するおそれなくなりましたので、
登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 ⑩